(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用

の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する

費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成三十年厚生労働省告示第百十四号)

の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準という。)別表第1の1のイの地域移行支援サービス費 ①を算(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 明書の交付を受けた相談支援専門員であること。該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証為行・地域定着支援関係者研修に限る。)の課程を修了し、当る研修(精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域めの法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。る者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた礼に地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者のうち十七号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定するの人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二統合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業が、指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を

ロ・(((と)

11 (容)

事業所の基準地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域移行支援11の11 算定告示別表第1の1の地域移行支援サービス費の注4の

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- <u>イ 次の刊から付までのいずれにも該当するものであること。</u>
 - 定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援処点等(「相定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指

改 正 严

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準という。)別表第1の1のイの地域移行支援サービス費 ①を算(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証為行・地域定着支援関係者研修に限る。)の課程を修了し、当る研修(精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。る者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するたえは連挙所をいう。以下同じ。)の従業者のうちは足足強力を強力に関係を有すしよら。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定するの人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二級合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業が、指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を

ロ・((と)

11 (2)

- と。以下同じ。)として位置付けられていることを定めているこ法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。
- <u>る 情定自立生活援助事業者(障害者の日常生活及び社会生活</u> を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平式十八年 **厚生労働省令第百七十一号。以下「恪定障害届祉サービス基** 準」という。) 第二百六条の十四第一頃に規定する指定自立 生活援助事業者をいう。以下司じ。)、指定地域定着支援事 業者(指定基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支 援事業者をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者 失第五十一条の十七第一頃第一号に規定する指定特定相談支 **援事業者をいう。以下司じ。)及び指定障害児相談支援事業** 者 (児童頃は失 (昭和二十二年失津第百六十四号) 第二十四 条の二十六第一頃第一号に規定する指定障害児相談支援事業 **者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定地 域移行支援の事業と指定自立生任援助(指定障害領址サービ** ス基準第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助をいう 。以下同じ。)、指定地域定着支援(指定基準第一条第十二 号に規定する指定地域定着支援をいう。以下司じ。)、指定 計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計 面相談支援をいう。以下司じ。)及び指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定 障害児相談支援をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所 において一体的に運営していること。
- 。) に適合していること。 一号イ又は口に掲げる基準 (以下「機能強化型基準」というが定める基準 (平成二十七年厚生労働省告示第百八十号) 第定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算割該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ビス等及び基準該当障害届祉サービスに要する費用の額の算定
- ✓ 障害者ピアサポート研修修了者(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための失津に基づく指定障害循趾サー
- 三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべ き指定地域移行支援事業折の基準

→ 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行わ

れる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門 **研修に限る。) の課程を修了し、当該研修の事業を行った者か**

吹に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべ き恰定地域移行支援事業折の基準
- 活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーデ イネーターが常動で一人以上配置され、かつ、当該拠点コー ディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が 認めるものであること。
- ないて一体的に運営していること。 | 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生
- ③ つの指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援 事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営 に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第二 条第一頃に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同 じ。) が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相 談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所に
- 互に連携して運営をしていること。
- <u> イの刊に掲げる基準に適合すること。</u> ○ 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、 **指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相**

当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生 舌支援処点等と連携する法第七十七条第三項第一号に規定す る関係機関(以下「拠点関係機関」という。)において、市 町付及び拠点関係幾関の相互の有幾的な連携及び調整等のコ ーディネート業務に従事する者(以下「拠点コーディネータ −」という。)が常動で一人以上配置されている事業所とし て市町村長が認めるものであること。

ぞれ常勤険算方法で○・五以上配置していること。図に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれ害者ピアサポート研修修丁者をいう。)であって、次の回及び表介護給付費等単位数表第 2 の 1 の 5 のほの回に規定する障に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別

長)が認める者「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百いて単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府以 法第四条第一項に規定する障害者(以下この回及び口にお

② (盤)

- 回以上行われていること。 所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一日 「人に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業」
- <u>く</u> 一て掲げる者を配置している旨を公表していること。
- <u>あること。</u> <u>次のイ及び口のいずれにも該当する指定地域移行支援事業所で</u> 3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注

- 立置付けられていることを定めていること。地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として有定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定
- 下同じ。)との連携及び調整に従事する者を一以上配置してい関(法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関をいう。以口 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機

こと。 従業者としてそれぞれ常勤換算方法で○・五以上配置しているって、次の□及び□に掲げるものを指定地域移行支援事業所のら当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であ

長)が認める者「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百いて単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府「法第四条第一項に規定する障害者(以下この「又び囚にお

(器)

- 回以上行われていること。 所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一別。 団に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業
- ③ 引に掲げる者を配置している旨を公表していること。
- 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注
 - 3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

)として位置付けられていることを定めていること。三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二のサービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等(障害福祉指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地

(粧穀)

(粧穀)

WN70°

H・代 (略)

加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の

第四号の規定を準用する。

事業所の基準地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域定着支援七の二(算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注5の

吹に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- ることを定めていること。 が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていに規定する運営規程において、当該指定地域定着支援事業所 問 措定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条
- **岡 当該事業所が機能強化型基準に適合していること。**
- 町村長が認めるものであること。イネーターが常動で一人以上配置されている事業所として市活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーデ⇒ 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生
- ロ
 次の引から引までのいずれにも該当するものであること。
 - <u> イの河の基準に</u>適合すること。
 - <u>勿</u> 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、

五・六 (略)

加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の

て位置付けられていることを定めていること。定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等とし指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規

(海設)

瓦に連携して運営をしていること。相定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相

- おいて一体的に運営していること。 談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所に事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相図のの指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援
- 窓めるものであること。 ディネーターと相互に連携している事業所として市町村長がイネーターが常動で一人以上配置され、かつ、当該拠点コー活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーデリ 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生

< (盤)

< (盤)